

● 以前、鈴蘭台駅より南側を先行して整備すると聞いていた。いつから北側から整備することになったのか。

→ 過去に様々なお話があったかもしれませんが、現在の市の方針としては、北側から整備に着手したいと考えています。

● 道路の整備イメージはよく分かったが、道路整備のみをするのか、周辺も含めてまちづくりを実施するのか。

→ 第2回勉強会では、道路の整備イメージを共有することに特化してお話しました。第1回勉強会に参加していただいた方からは、道路に抵触している公園はどうなるのか、子育てのしやすいまちにしたい、若い人が定住するようなまちにしたいなど、まちづくりに関する意見もいただいているので、今後は周辺も含めたまちづくりの整備方法についてもお話したいと考えています。

他地区のまちづくり活動の様子について

神戸市内で地域の住民のみなさまが集まって、自分達のまちについて考える活動をしている地区についてご紹介しました。定期的に会議室に集まって議論をするだけでなく、現地を歩きながら地域の課題について考える場合もあります。【写真4】

兵庫区では、神戸市が新しい道路を整備するのに合わせて、まちづくり協議会から「休憩するためのベンチがほしい」というご意見をいただき、歩道にベンチを設置しました。【写真5、6】

鈴蘭台地区においても、住民のみなさまのご意見を大切にしたいと考えていますが、個々のご意見をお伺いして、全てのご意見を取り入れることは難しいです。しかし、以上のような地域の活動を定期的に行い、個々のご意見を住民のみなさまの総意として取りまとめることで、今後のまちづくりに反映させることができます。鈴蘭台幹線の整備についても、市が一方向的に進めるのではなく、この勉強会を通してみなさまと一緒に考えていきたいと思っております。



【写真4】まち歩きの様子



【写真5】新設道路



【写真6】歩道上のベンチ

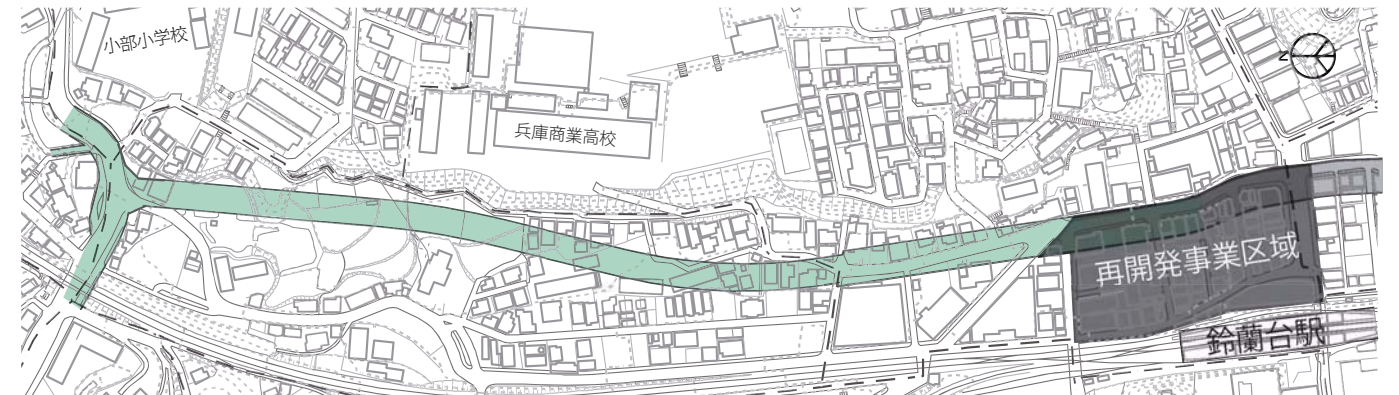
ご参加いただいたみなさま、ありがとうございました。

第3回勉強会の開催日時については、改めてご案内をお送りします。次回もよろしくお願いいたします。

鈴蘭台幹線北区間の整備について

平素は、神戸市政にご協力いただき、ありがとうございます。

神戸市では、これまで鈴蘭台駅前の再整備を進めてきており、平成 32 年 3 月末に駅前の再開発事業が完了し、引き続き鈴蘭台幹線（小部明石線～小部小西交差点）の北区間（下図参照）から整備する予定となっています。



← 鈴蘭台幹線北区間（鈴蘭台駅～小部小西交差点） →

第2回勉強会を開催しました。

9月21日（木）に第2回勉強会を開催しました。7月の第1回勉強会で「鈴蘭台幹線の完成形がイメージできない」というご意見をいただいていたので、第2回勉強会は「整備のイメージを共有しましょう」というテーマで、25名の方々にご参加いただきました。第2回勉強会の場で市がご説明した内容やみなさまからいただいたご意見については2～4ページ目をご覧ください。

第2回勉強会でいただいたご意見を踏まえ、11月下旬に第3回勉強会を開催する予定です。



問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

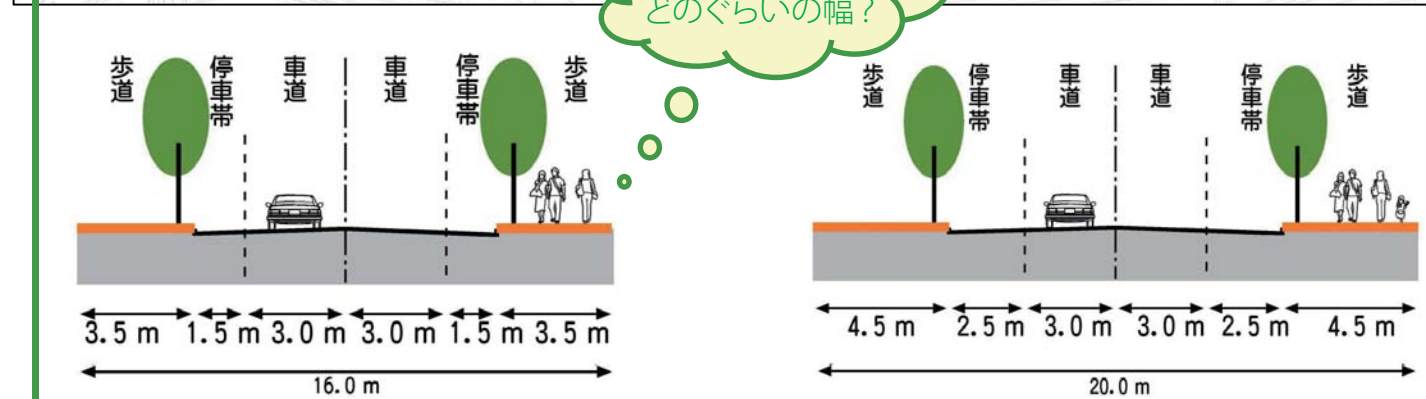
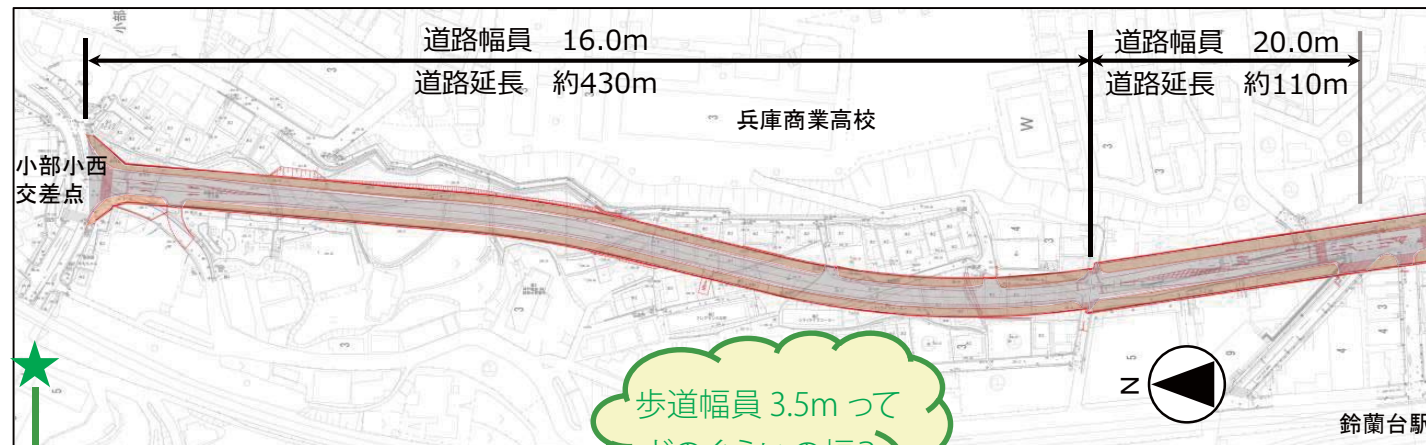
神戸市 住宅都市局 計画部 まち再生推進課

本田・瀧野 TEL | 078-322-6634 FAX | 078-322-6096

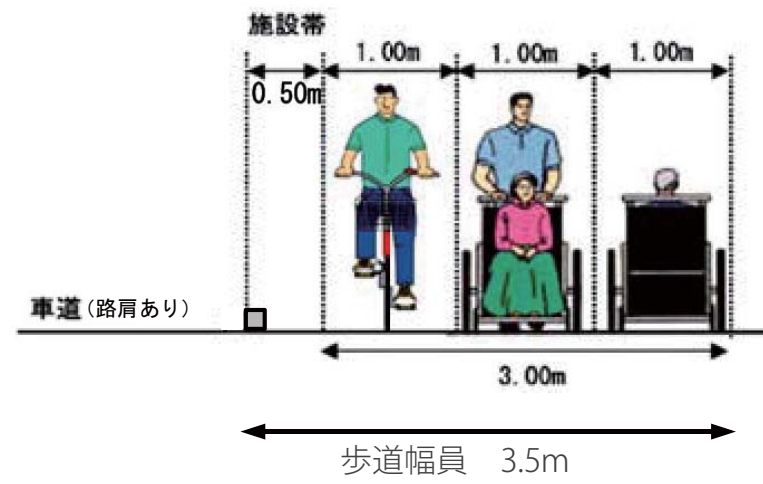
神戸市 住宅都市局 市街地整備部 市街地整備課

森下・西田 TEL | 078-322-5525 FAX | 078-322-6098

鈴蘭台幹線の整備のイメージについて



【写真1】 小部小西交差点の西側、コンビニ前



歩道幅員 3.5m (神戸市バリアフリー道路整備マニュアルより)



【写真2】 妙法寺小学校東側



【写真3】 妙法寺小学校東側

この勉強会の対象としている鈴蘭台幹線の北区間は約 540m あり、鈴蘭台駅側の約 110m は幅員 20m、小部小西交差点側約 430m は幅員 16m の計画となっています。

幅員 16m 区間では、車道幅員は 3.0m、歩道幅員は 3.5m となっています。歩道幅員 3.5m は、現在の神戸市の基準（神戸市バリアフリー道路整備マニュアル）において、自転車と歩行者が一緒に通る歩道の場合に必要な幅となっています。この歩道幅員をイメージしていただくために、実際に整備された道路の写真をご紹介します。

鈴蘭台地区近辺の事例として、小部小西交差点の西にあるコンビニ前の歩道【写真1】は約 3.5m で整備されています。

また、最近整備された須磨区の妙法寺小学校前の道路【写真2、3】は、鈴蘭台幹線と幅員がほぼ同じで全体が約 16m、歩道が約 3.5m となっている事例です。

- : 市からの説明内容
- : みなさまからのご意見・ご質問
- : 市からの回答

● 自転車は車道上ではなく、歩道上を通行することになるのか。

→ 自転車専用レーンを設置する予定はなく、歩道上を通行することになります。

● 歩道の舗装はアスファルトになるのか、レンガ状ブロック（インターロッキングブロック）になるのか。

● 舗装の種類を決める際の基準などはあるのか。

● 歩道の舗装がインターロッキングブロックの場合、継ぎ目（目地）の部分で段差が生じ、つまずきそう心配だ。

→ 舗装の種類については、みなさまの意見を参考にして、考えていきたいと思います。

● 鈴蘭台幹線から宅地への車両の乗り入れはできるのか。

● 車両の乗り入れ箇所が多くなると、歩道の高さが上下し、波打つ（凸凹の歩道になる）のではないのか。

→ 道路と宅地が同じ高さであれば、車両の乗り入れは可能です。

車道と歩道の高さをほぼ同じ高さ（セミフラット形式）にすれば、波打つようなことにはなりません。

● 鈴蘭台幹線がどの程度抵触しているか把握したいので、詳細な図面が欲しい。

→ まだ、詳細な測量を実施していないので、現時点では詳細な図面をお渡しすることができません。今後、道路整備の事業に着手した段階で詳細な測量を行いますので、その段階になればお示しできると思います。